

畜産クラスター事業（施設整備事業）に係る提出書類

- ①畜産クラスター計画（現状の計画から変更の必要があるものは変更「案」）
- ②事業実施計画書
- ③協議会の規約及び組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約（新たに設立された協議会においては、設立総会資料、設立総会議事録等）
- ④みどりのチェックシート（写し）
- ⑤概略図（事業内容、構成員、役割分担等）
- ⑥見積書、各種図面、カタログ（既存機械の下取りがある場合は見積書）
- ⑦費用対効果分析に係る資料
- ⑧規模決定根拠
- ⑨大規模経営確認表
- ⑩国の共済制度又は民間の保険等への加入に関する誓約書※ 1
- ⑪定款（取組主体が法人経営の場合）
- ⑫畜産クラスター事業実施に向けた事前確認チェックリスト
- ⑬過年度に実施した事業の成果目標の達成状況（2回目以降の事業実施者のみ）
- ⑭位置図（Google Map 等で周辺の状況がわかるもの）
- ⑮規模拡大分を考慮した埋却候補地の位置図及び面積が確認できる資料
- ⑯防疫計画（防疫対応時に必要な資材、人数等を整理した資料）※ 2
- ⑰家畜排せつ物処理利用計画（堆肥の利用供給協定書等）
- ⑱法人化に係る知事特認協議書※ 1
- ⑲配合飼料価格安定制度加入に関する自己申告書及び添付書類（取組主体が配合飼料を購入している場合）

※ 1：⑩、⑱は今回不要。計画承認申請時に必要。御準備方お願いします。

※2：⑮と整合性をとって作成してください。

※3：養豚・養鶏を営む取組主体が事業を要望する場合、畜産課が家畜保健衛生所から飼養衛生管理基準に係るチェックリストを取り寄せますので御了承ください。1年以内に家畜保健衛生所のチェックを受けていない場合は、取組主体が家畜保健衛生所に飼養衛生管理基準の確認を依頼してください。飼養衛生管理基準の遵守状況又は遵守するための措置の実施状況が確認できない場合、事業要望を受け付けることができません。

【注意事項】

- ・費用対効果分析は適切に行うこと。特に減価償却費は補助金分を圧縮して算出しないこと。
- ・事業計画の飼養頭数規模、増頭計画及び成果目標の算出根拠の頭数、費用対効果分析の収支計画書の飼養頭数が一致していることを確認すること。
- ・上限事業費の対象となる施設は、上限事業費を上回る分は補助対象外。
- ・「附帯設備」については補助対象外の設備が含まれているか否かを確認するため、「一式」と記載せず、具体的に記載すること。
- ・これまでに施設整備事業を実施した取組主体（借受者）が要望する場合には、「過年度に実施した事業の成果目標の達成状況」の様式を提出すること。成果目標の達成が確認できない場合は事業要望を受け付けることはできない。
- ・提出書類については、農政局等からの指示により追加される場合がある。